

○国家公安委員会規則第十四号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年十月三十日

国家公安委員会委員長 坂井 学

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二(第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)、又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 同上〕</p> <p>四十一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p>

係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 〔同上〕

る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六

<p>第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪</p> <p>〔16〕 〔28〕 略</p> <p>へ 〔略〕</p> <p>〔四十八〕 〔六十〕 略</p>	<p>条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>〔16〕 〔28〕 同上</p> <p>へ 〔同上〕</p> <p>〔四十八〕 〔六十〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二(第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 同上〕</p> <p>四十一 「同上」</p>

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

イ 〔同上〕

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

ホ 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

〔16〕
〔28〕 略

へ

〔略〕

〔四十八〕六十 略

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

〔16〕
〔28〕 同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕六十 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)<u>第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</u></p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</u></p> <p>〔十一〇二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二(第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号並びに第十三条の第十二号において「麻薬特例法」という。)<u>第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</u></p>	<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 <u>大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</u></p> <p>〔十一〇二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)<u>又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</u></p> <p>〔二十八〇四十 同上〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号並びに第十三条の第十三号において「麻薬特例法」という。)<u>第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</u></p>

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

イ 〔同上〕

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

ホ 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

〔16〕
〔28〕 略

へ 「略」

〔四十八〕六十 略

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

三〇八 「略」

九 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）、第六十四条の三（施用及び施用を受けることに係る部分に限る。）、第六十六条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）又は第六十六条の二（第二十七条第一項（施用及び施用のための交付に係る部分に限る。）及び第五項に係る部分に限る。）に規定する罪

一〇・一一 「略」

一二 麻薬特例法第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

〔16〕
〔28〕 同上

へ 「同上」

〔四十八〕六十 同上

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二 「同上」

〔一・二 同上〕

三 大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪

四〇九 「同上」

〔一〇号ずつ繰り上げる。〕

十 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）、第六十四条の三（施用及び施用を受けることに係る部分に限る。）又は第六十六条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪

一一・一二 「同上」

〔一〇号ずつ繰り上げる。〕

十三 「同上」

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

「削る。」

(1)・(2) 〔略〕

ロ 麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ(1)、(2)又は(3)（麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二及び第六十六条に係る部分に限る。）に掲げる罪に係る罪

十三〇十五 〔略〕

イ 〔同上〕

(1) 大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

(2)・(3) 〔同上〕

ロ 麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ(1)から(4)までに掲げる罪に係る罪

十四〇十六 〔同上〕

「一号ずつ繰り上げる。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当てる行為とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</p> <p>〔十一〇 二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇 四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</p> <p>〔十一〇 二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</p> <p>〔二十八〇 四十 同上〕</p> <p>四十一 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p>

係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔略〕

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔略〕

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 〔同上〕

る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六

<p>第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪</p> <p>〔16〕 〔28〕 略</p> <p>へ 〔略〕</p> <p>〔四十八〕 〔六十〕 略</p>	<p>条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>〔16〕 〔28〕 同上</p> <p>へ 〔同上〕</p> <p>〔四十八〕 〔六十〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(古物営業法施行規則の一部改正)

第五条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二(第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 同上〕</p> <p>四十一 〔同上〕</p>

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

イ 〔同上〕

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

ホ 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

〔16〕
〔28〕 略

へ

〔略〕

〔四十八〕六十 略

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

〔16〕
〔28〕 同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕六十 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法律」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二(第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 同上〕</p> <p>四十一 〔同上〕</p>

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔削る。〕

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

イ 〔同上〕

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

ホ 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

〔16〕
〔28〕 略

へ
〔略〕

〔四十八〕
〔六十〕 略

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

〔16〕
〔28〕 同上

へ
〔同上〕

〔四十八〕
〔六十〕 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 略〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二(第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪</p> <p>〔十一〇二十六 同上〕</p> <p>二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪</p> <p>〔二十八〇四十 同上〕</p> <p>四十一 〔同上〕</p>

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 略〕

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

〔2〕 略

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

イ 〔同上〕

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

〔2〕 同上

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

〔ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

〔1〕 略

(2) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

〔3〕 略

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

〔四十二〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔1〕(6) 略

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

〔8〕(14) 略

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

ホ 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

〔3〕 同上

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

〔四十二〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(6) 同上

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

〔8〕(14) 同上

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

〔16〕
〔28〕 略

へ

〔略〕

〔四十八〕六十 略

は第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

〔16〕
〔28〕 同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕六十 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則の施行前にした第三条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第一条第十号、第四十一号及び第四十七号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第三条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第一条に規定する罪に当たる行為とみなす。

2 この規則の施行前にした旧規則第十三条の二第三号及び第十三号に規定する罪に当たる行為は、法第十条の五第二項の規定の適用に当たっては、新規則第十三条の二に規定する罪に当たる行為とみなす。